

原本受理
2001年9月12日
ロサンゼルス郡上級裁判所

原告水村秀幸（個人、及び事業名・米国ビーシュア・カンパニーの事業者）の代理人
〒90014カリフォルニア州ロサンゼルス西6番街523番地、第815号室
ザ・パシフィック・センター
フアングPCロイヤーズ法律事務所
パトリックK. フアング（弁護士登録番号第66249号）
電話：（213）362-3600 ファックス：（213）362-3611

ロサンゼルス郡
カリフォルニア州上級裁判所

原告：水村秀幸)	事件番号第 BC257721 号
個人、及び事業名・米国ビーシュア・カンパニーの事業者)	
被告：日本国法人日立マクセル株式会社、)	詐欺及び約因滅失に基づ
カリフォルニア法人ウィコープ・ドット・コム・インク、)	く契約解消、並びに詐欺、
楠崎哲生、吉永真樹子、及び甲1から甲50まで)	契約違反及び保証違反に
)	関する第1改訂訴状

原告水村秀幸（個人、及び事業名・米国ビーシュア・カンパニー事業者）は、以下の通り主張する。

第1訴因

（全被告に対して：詐欺に基づく契約解消）

1. 原告はカリフォルニア州ロサンゼルス郡居住者で、かつ本訴状で言及する全期間、同州同郡内において米国ビーシュア・カンパニー（B-Sure Co., USA）という事業名で事業を行ってきた。
2. 原告は、被告日立マクセル株式会社（訳註：以下、「日立マクセル」）が日本国の法律に基づき設立され現存する法人であり、かつ本訴状で言及する全期間、米国のカリフォルニア州その他の場所で事業を行ってきたことを知らされており、そう確信し、かつかかる情報及び確信に基づき、そう主張する。
3. 原告は、被告楠崎哲生（以下、「楠崎」）が本訴状で言及する全期間、日本国居住者であり、かつ被告日立マクセル及び被告ウィコープ・ドット・コム・インク（WeCoop.Com, Inc.：以下「ウィコープ」）の取締役であったことを知らされており、そう確信し、かつかかる

情報及び確信に基づき、そう張する。本訴状で言及する全期間、被告楠崎は被告日立マクセル及び被告ウィコープの権限を付与された代表者として、及び個人的に、カリフォルニア州内で事業を行ってきた。

4. 原告は、本訴状で言及する全期間、被告吉永真樹子（以下「吉永」）がカリフォルニア州居住者であり、かつ被告ウィコープの社長兼最高経営責任者であったことを知らされ、そう確信し、かつかかる情報及び確信に基づき、そう主張する。
5. 被告ウィコープは、本訴状で言及する全期間、カリフォルニア州の法律に基づき設立され現存する法人であり、同州ロサンゼルス郡内に本社を有している。
6. 原告は、甲1から甲50という仮称の被告達の真の名前及び資格を知らないが、それらが判明した時点で裁判所の許可を仰ぎ、その真の名称及び資格を本訴状に記載し、よって本訴状を修正するつもりである。
7. 原告は、本訴状で言及する全期間、甲1から甲50を含み本訴状に記名されている各被告が互いの代理人及び従業員であり、かつ本訴状の以下に主張する行為を行うに際して、代理人、使用人及び従業員としての同人達の権限の範囲内であつそれぞれの共同被告の許可及び同意を得た上で行為していたことを知らされ、そう確信し、かつかかる情報及び確信に基づき、そう主張する。
8. 以下に訴える行為が行われる前は、原告と被告楠崎は社交上の友人であり、かつ約12年間に亘り相互に取引を行い、その間この両人は互いに信頼関係を樹立した。
9. 下記に訴える行為以前、及び本訴状で言及する全期間、被告吉永は日本において被告楠崎の愛人であり、この両名は日本で居住し仕事をしていたことがある。当該親密関係において、被告楠崎及び吉永は、下記に明白に述べるように、詐欺及び不正資金浄化計画の準備を思いつき、共謀し、合意し、協力した。当該共謀に基づきかつその推進のために、被告[楠崎]は個人的にかつ被告日立マクセルの取締役としての資格において、かつ被告吉永の理解、同意及び参加を得て、原告に対して2000年5月またはその頃次の表明を行った。
 - A. 被告日立マクセルは、「インターネット上でグローバル・コミュニティー・サイトを管理し」、さらに「米国における小売及びサービス業務に焦点を当てたインターネット・ビジネス」を遂行するために、カリフォルニア州ロサンゼルスにウィコープ・ドット・コム（以下、「ウィコープ」）という名称の新たな全額出資子会社の設立を計画しており、かつ設立の権限を付与されている。
 - B. 被告日立マクセルは、ウィコープの全資本金を拠出し、かつ同子会社が米国で成功する上で十分な運転資金を提供する。
 - C. 被告日立マクセルは、その子会社であるウィコープが米国で長期的に事業を行うこと、及び被告日立マクセルの調査に基づき同子会社が事業初年度には少なくとも200万ドルの総売上を、また3年目には800万ドル超の総売上を達成することを、意図している。
 - D. 日立マクセルは、同子会社が2000年6月には事業を開始できるよう、可能な限り速やか

にカリフォルニア州ロサンゼルスにおいてその全額出資子会社（ウィコーブ）の計画及び設立作業を進めるために原告を雇用するつもりである。

- E. ウィコーブの設立後は、ウィコーブのコンサルタントとして原告に長期的に業務を提供してもらい、かつ被告日立マクセルの親会社である日本国法人日立製作所が、ウィコーブの成功に必要な能力レベルの維持を目的として同社の技術者及び訓練を受けた社員をロサンゼルスに派遣しウィコーブに勤務させる。
 - F. ウィコーブの事業初年度に、被告日立マクセルは当該1年間、毎月60時間を超えない原告の仕事に対して毎月3,000ドルのコンサルタント料を原告に支払う。この毎月のコンサルタント料の他に、ウィコーブは原告がウィコーブのために取得した注文の総売上上の少なくとも15%のコミッションを支払うつもりであり、それにより原告は毎年何十万ドルかの収入を得るはずである。さらに、原告はウィコーブの事業の2年目以降も通常のコンサルタント料の支払いを受け、かつ上記の方法でコミッションを受け、かつウィコーブに対するコンサルタントとしての原告の継続業務に対する報酬の一環として、ウィコーブの株を購入するオプションが与えられる
 - G. 原告に対するウィコーブの全ての義務は被告日立マクセルが保証する。
10. 上述の表明は虚偽であり、かつ被告達はそれを行った時点でそれが虚偽であることを知っていた。かかる表明は、原告に下記に主張する諸契約を締結させかつ諸活動を行わせる目的で為されたものであり、これら全ては原告に損害を与えるに至った。事実、被告達はウィコーブの設立後同社が何らかの事業活動に従事することは意図していなかった。ウィコーブを設立した被告達の唯一の目的は、被告楠崎が被告日立マクセルから横領した資金の保管所としてウィコーブを利用するためであり、当該資金は米国において被告楠崎及びその愛人である被告吉永が使用することを被告達は意図していた。被告楠崎が被告日立マクセルから横領した資金の日本における保管所でありかつ被告楠崎が支配していた日本国法人マクセル・ソフト・アンド・エンジニアリング株式会社という名前の会社が、実際にはウィコーブを100%所有していた。
11. 実際には、ウィコーブを設立するに当たっての被告達のもうひとつの目的は、被告楠崎が日本における同人の友人達や関連者達（ともに日立製作所の元従業員）を表面上勤務させる目的でウィコーブに派遣できるようにすることであり、それに際し被告達は米国政府を含む各関係者に対し、「ウィコーブは日立製作所の関連会社である」との虚偽の表明を行い、また日本における上記の友人達や関連者達を米国へ関連会社間派遣しウィコーブに勤務させるために無断で日立製作所の名前を用いて米国政府にビザ申請を行った。
12. 原告は、上記の表明が為された時点で、ウィコーブの設立における被告楠崎の真の意図及び目的を知らなかった。被告楠崎の表明を信用して、原告は2000年6月1日から1年間、毎月3,000ドルでウィコーブに対して月60時間の「主要コンサルティング／エグゼクティブ業務」を提供するという書示契約を被告日立マクセルと締結した。原告と日立マクセル間の

2000年6月1日付の当該コンサルティング契約書の写し（参照書類A）を本訴状に添付し、かつ本訴状の一部とすることをここに明記する。さらに、被告楠崎の表明を信用して、原告はウィコープの設立後の2000年7月1日に、同様のコンサルティング契約をウィコープと締結した。その写し（参照書類B）を本訴状に添付し、かつ本訴状の一部とすることをここに明記する。これに関して、（a）原告は被告楠崎との間で樹立した12年間に亘る信頼関係を借用していたこと、（b）被告楠崎は被告日立マクセルの取締役という資格で、原告に対するウィコープの義務の全てに関する保証書に署名を行ったこと、（c）被告楠崎は事実、長年に亘り日立製作所及び日立マクセルのしかるべき上席取締役であったこと、及び（d）日立製作所及び日立マクセルが、過去及び現在において、日本及び世界で定評ある企業であるということを考えれば、原告が被告楠崎の表明を信用したのは当然のことであった。

13. 被告がかかる表明を行わなかったならば、原告は上述の契約や義務の締結は行わなかったであろうし、また被告楠崎や被告吉永に要求されても下記に詳述する行為は行わなかったはずであるから、被告が行った不実表明の内容は重要な意味を持っていた。
14. 2000年5月初めから、ウィコープが原告との全ての契約上の関係を一方的に終了した2000年4月1日までの期間に以下のことが行われた。すなわち、
 - A. 原告はウィコープの設立のためにコンサルタントを雇い、多大の時間と資金を使い、ウィコープの本社オフィス施設をロサンゼルスで探すために多大の時間を使い、ロサンゼルスにおけるウィコープの施設の準備作業に広範に携わり、ウィコープの役員達に原告の機器や車両を無償で使用することを認め、ウィコープの役員達にウィコープの臨時事務所として原告のオフィス設備を無償で占有・使用することを認め、ウィコープ並びに被告楠崎及び被告吉永に原告の個人信用機関を無償で使用することを認め、被告楠崎及び被告吉永の個人的な運転手、世話係、使用人、ツアーガイドとして週末も含め常時1日10時間働き、かつ上記の（被告達の）もくろみに従って米国に首尾よく派遣された被告達の友人達や関連者達の住居や生活の便宜等のための手配を行った。
 - B. 原告が驚き失望したことは、被告楠崎は、被告吉永がインターネット事業やウィコープが行うはずの活動や事業の経営・管理に何らの知識や経験を持っていないことを知りながら、被告吉永をウィコープの社長兼最高経営責任者に任命したことであった。さらに、ウィコープで働くために日本から派遣された被告の友人達や関連者達は、誰もインターネット事業やその運営に必要な技術について何も知らなかった。そのような出向者達は皆、何の目的も役割も持たずにウィコープのオフィスに来はしたが、やがてウィコープを辞めて姿を消した。
 - C. 原告がコンサルタントとして働いた10ヶ月間にウィコープは何の事業も行わなかった。原告は、日本で人気のあるワーナー・ブラザーズ及びディズニーの漫画キャラクターのビーチタオルの販売及びマーケティングを行う機会をウィコープに提供した。原告

は、その事業から不定期間多大なコミッションを得るはずであった。被告達はかかる事業に関して知識も訓練も受けていなかったのもコミッション契約のいずれも履行せずまた履行することができず、その結果、原告は当該商品の販売・供給における独占権を失うに至った。

- D. 当該10ヶ月期間中、ウィコープに対する出資と称して日本のマクセル・ソフト・アンド・エンジニアリング株式会社からウィコープに多大の資金が移転された。原告は、被告楠崎及び被告吉永が日立マクセルの資金の少なくとも85万ドルを個人目的で流用したことを知らされており、そう確信し、かつかかる情報及び確信に基づき、そう主張する。
- E. ウィコープは、被告楠崎の友人達及び関連者達がすでに日立製作所を退職していたにも拘わらず同人達が日立製作所の現行従業員であり、かつ彼らのための関連会社間派遣ビザの申請は日立製作所が行っているとの不実表明を米国政府に対して行い、よって被告楠崎の友人達及び関連者達をウィコープで働かせるために日本からカリフォルニアへ移転させた。
- F. ウィコープはコンサルティング業務を活用できるような事業に従事していなかったため、原告はコンサルタントとしてウィコープに業務提供を行うことができなかった。
15. 2001年4月1日、被告ウィコープは被告ウィコープに対する原告のコンサルティング・サービス及び原告と被告ウィコープ間の全ての契約を即刻終了する旨の通知書を原告に発し、これにより原告との全ての契約上の関係を一方的に解消した。2001年4月1日までの全期間中、原告は被告ウィコープが原告に要求した全ての業務を履行しており、かつ被告日立マクセル及び被告ウィコープとのコンサルティング契約及びコミッション契約に基づく原告の義務を常時履行できる状態にあった。
16. 被告達の詐欺の結果として、かつ民事法典のセクション1691(b)に基づき、原告は、本件呼出状及び訴状の送達をもって、上述の通り原告が被告日立マクセル及び被告ウィコープと締結したコンサルティング契約の解約通知とすることを意図しており、かつ被告達が原告から受けた利益及び有価物のすべてを原告に返戻することを条件に原告は当該契約に基づき被告達から提供された全ての対価を返戻することをここに申し出る。当該利益及び有価物には、原告が被告たちに提供した、証拠に基づく金額の、サービス及び便宜が含まれるがこれに限るものではない。
17. 当該契約解消の直接的かつ最近因の結果として、原告は証拠に基づく500万ドル超の損害をさらに被っており、かつ民事法典のセクション1692に基づき被告たち及びその各々から当該金額の賠償を受ける権利を有する。
18. 被告達は、本訴状で主張する行為を行うに当たり、被告楠崎及び被告吉永の個人的利益のみを目的として被告達が不法に取得した資金を移転するという被告達の詐欺的計画を、原告に悟られずに、促進するための行為を原告に行わせようとして、上記の重要な事柄に関

して原告に対して意図的に不実表明を行った。その際、被告達は原告の金銭及び財産を奪取することを意図し、かつ奪取したのであり、よって、証拠に基づき、全被告及びその各々に対して、当然、懲罰的損害賠償を命ずる裁定が下されるべきである。

第2訴因

(被告日立マクセルに対して：約因滅失に基づく契約解消)

19. 原告は本訴状の第1訴因の第1条から第17条までをこの箇所に全文記載したものと主張し、かつ本条に挿入することをここに明記する。
20. 2000年6月1日またはその頃、原告は月3,000ドルのコンサルティング料で1年間被告ウィーコープに対して[月]60時間を超えない特定のコンサルティング及びエグゼクティブ業務を提供することに同意した書示契約を被告日立マクセルと締結した。当該コンサルティング契約の真正な写し(参照書類A)を本訴状に添付し、かつ本訴状の一部とすることをここに明記する。
21. 当該コンサルティング契約を締結した時点で、被告は、原告の当該契約締結の主たる目的及び当該契約の主題事項が被告ウィーコープに対してビジネス上のコンサルティング及びエグゼクティブ業務を提供することであったことを知っていた。なお、被告[日立マクセル]は、ウィーコープが合法的な事業体でありかつ由緒ある日立企業グループの一員であることを表明した。原告には知らされていなかったが、被告ウィーコープは、上記で詳しく主張したように、被告楠崎及び吉永の詐欺及び不正資金浄化計画を促進するという不法目的のためにのみ設立することが意図されており、かつ実際に設立された。当該契約の目的に全く反して、被告ウィーコープは、原告に知らせることなくまたその同意を得ることなく、被告楠崎及び吉永の不正資金浄化計画及び不法目的を促進する業務を主として提供させるために原告を実際に利用した。原告が被告ウィーコープの指示に基づき提供したほとんど全ての業務はコンサルティング契約の主題事項とは無関係であった。原告は、被告日立マクセルが2001年2月または3月頃、被告楠崎、吉永及びウィーコープの詐欺計画に気づいたことを、知らされ、そう確信し、かつかかる情報及び確信に基づき、そう主張する。そのため、2001年2月初旬に、被告ウィーコープは、何の説明や弁明なしに、原告との全ての契約関係を一方的かつ満期前に終了した。当該終了以前のいかなる期間にも、被告ウィーコープは被告楠崎、吉永及びウィーコープが着服または詐欺的に取得した資金を不正浄化するという違法活動以外には、何らの事業活動にも従事していなかった。
22. そのため、当該コンサルティング契約の約因は実質的に滅失し、それにより、「相手当事者の怠慢により一方当事者の義務に対する約因が、全てまたは一部、滅失する場合」、一方当事者による契約解消を認める民事法典のセクション1689(b)(2)、及び「契約がその条件に盛り込まれていない事由により違法であるが、契約全当事者が等しくその責めを負うものではない場合」契約解消を認める市民法典のセクション1689(b)(5)に基づき、原告は当該

契約を解消する権利を有する。

第3訴因

(被告ウィコープに対して：約因滅失に基づく解約)

23. 原告は本訴状の第1訴因の第1条から第17条までをこの箇所に全文記載したものと主張し、かつ本条に挿入することをここに明記する。
24. 2000年7月1日またはその頃、原告は月3,000ドルのコンサルティング料で1年間被告ウィコープに対して月60時間を超えない特定のコンサルティング及びエグゼクティブ業務を提供することに同意した書示契約を被告ウィコープと締結した。当該コンサルティング契約の真正な写し(参照書類B)を本訴状に添付し、かつ本訴状の一部とすることをここに明記する。
25. 当該コンサルティング契約を締結した時点で、被告は、原告の当該契約締結の主たる目的及び当該契約の主題事項が被告ウィコープに対してビジネス上のコンサルティング及びエグゼクティブ業務を提供することであったことを知っていた。なお、被告[日立マクセル]は、ウィコープが合法的な事業体でありかつ由緒ある日立企業グループの一員であることを表明した。原告には知らされていなかったが、被告ウィコープは、上記で詳しく主張したように、被告楠崎及び吉永の詐欺及び不正資金浄化計画を促進するという不法目的のためにのみ設立することが意図されており、かつ実際に設立された。当該契約の目的に全く反して、被告ウィコープは、原告に知らせることなくまたその同意を得ることなく、被告楠崎及び吉永の不正資金浄化計画及び不法目的を促進する業務を主として提供させるために原告を実際に利用した。原告が被告ウィコープの指示に基づき提供したほとんど全ての業務はコンサルティング契約の主題事項とは無関係であった。原告は、被告日立マクセルが2001年2月または3月頃、被告楠崎、吉永及びウィコープの詐欺計画に気づいたことを、知らされ、そう確信し、かつかかる情報及び確信に基づき、そう主張する。そのため、2001年2月初旬に、被告ウィコープは、何の説明や弁明なしに、原告との全ての契約関係を一方的かつ満期前に終了した。当該終了以前のいかなる期間にも、被告ウィコープは被告楠崎、吉永及びウィコープが着服または詐欺的に取得した資金を不正浄化するという違法活動以外には、何らの事業活動にも従事していなかった。
26. そのため、当該コンサルティング契約の約因は実質的に滅失し、それにより、「相手当事者の怠慢により一方当事者の義務に対する約因が、全てまたは一部、滅失する場合」、一方当事者による契約解消を認める民事法典のセクション1689(b)(2)、及び「契約がその条件に盛り込まれていない事由により違法であるが、契約全当事者が等しくその責めを負うものではない場合」契約解消を認める市民法典のセクション1689(b)(5)に基づき、原告は当該契約を解消する権利を有する。

第4訴因

(被告ウィコープ、被告楠崎及び被告吉永に対して：詐欺)

27. 原告は本訴状の第1訴因の第1条から第8条までをこの箇所に全文記載したものと再主張し、かつ本条に挿入することをここに明記する。
28. 2000年11月初め頃、被告楠崎及び被告吉永は、個人として及びウィコープの役員・取締役として、原告に対して次のような表明を行った。すなわち、ワーナー・ブラザーズ及びディズニーの漫画キャラクターの図柄を描いたビーチタオルは日本で非常に人気があること、被告達は日本のビジネス界において力があり、日本の数多くの業者に勢力とコネを有しており年間何百万枚もの同種商品を販売できること、被告達は日本において同種の商品のマーケティングに関する知識、訓練及び経験を有していること、被告達は少なくとも年間50万枚の当該タオルの販売を保証すること、及び被告達は独占権契約に基づき日本で売れたタオル1枚につき2ドルのコミッションを原告に支払うこと。
29. 上記の表明は虚偽であり、かつ被告達は当該表明を行った時点でそれが虚偽であることを知っていた。事実、被告達は、日本において商品のマーケティング及び販売に関して必要な知識、訓練、経験、能力等を有しておらず、かつその商品の市場販売ルートである日本における被告達の販売業者を信頼できるか否か、またそれらの販売業者を通じて年間少なくとも50万枚のタオルを販売できるか否かについて全くといってよいほど分かっていなかった。被告達の真の意図は、原告を排除して、被告達の目的または利益のために当該独占販売権を不法使用・悪用することにあった。被告達は下記に主張する行為を行うことにより、原告に上記表明を信用させる目的で上記表明を行ったのであり、それにより、原告は損害を受けた。
30. 被告達の表明を信用して、原告は当該タオルのメーカーを探し出すために多大の時間と金を使い、メーカーとの独占販売権交渉に際して原告を補佐するコンサルタントを雇い、そして最低10万枚のタオルの発注を日本側から確保するという条件で原告に日本における当該タオルの独占販売権を付与するというメーカーの口頭による合意を、最終的に、取り付けた。
31. 原告は当該タオルに関するメーカーとの合意について被告達に知らせた。被告達は、その詐欺的計画を推進するため、被告達の日本の販売業者から少なくとも10万枚の購入発注を確保しよって原告が当該商品の独占販売権を取得維持できるようにする旨を原告に表明した。その代わりに、原告は原告自身または他の業者から当該タオルの購入発注を確保することを差し控えるよう同意を求められ、原告はこれに同意した。
32. 原告は被告楠崎が日本のビジネス界で非常に力があるということを知っており、また被告楠崎は日本中に広範な事業上のコネを有しているように原告には思われた故に、原告が被告達の表明を信用したのは当然と云える。さらに、上述の通り、原告は被告楠崎と12年間

に亙る友人関係及び事業取引という特別の関係にあったため、原告が当該表明を信用したのは当然と云える。

33. 2001年2月またはその頃、被告達は原告に対して、当該コミッション契約を含む原告との全ての契約を一方向的に終了する旨を知らせてきたが、その時点で原告は、被告達が日本における当該商品のマーケティング及び販売に関して何らの知識、訓練、経験等を有しておらず、また被告達は当該商品の市場活動を行う日本におけるコネや販売業者を持っていなかったため10万枚または如何なる枚数のタオルの購入発注も行っておらず、また行うことができなかったことに気づいた。
34. 原告が被告達の真の意図及び真実を知っていれば、原告は当該商品を日本で販売する独占販売権交渉のために時間及び金銭を使わなかったであろうし、また独占販売権に関するメーカーとの契約を取得維持する上で必要な購入発注を確保するためには他の業者を通じて原告自身で当該タオルの市場販売活動を行っていたであろうと思われる故に、被告達の表明は重要な意味をもっていた。
35. 当該不実表明の直接的かつ最近因の結果として、原告は当該タオルの独占販売権に関するメーカーの条件及び要求を満たすことができず、よってメーカーは原告との契約を解消するに至った。そのために、原告は、当該独占販売権及びそこからの潜在的収入の喪失により、500万ドル超または証拠に基づく金額の損害を被った。
36. 被告達の行為は意図的・詐欺的であり、かつ原告から貴重な権利を奪う意図の下に、かつそれにより原告が多大の収入喪失を被ることを充分承知の上で行われたものである。原告は、証拠に基づき、各被告から懲罰的損害賠償を受けるのが当然である。

第5 訴因

(被告ウィコープに対して：契約違反)

37. 原告は本訴状の第1 訴因の第1 条から第1 条まで、及び第4 訴因の第28 条から第35 条までをこの箇所に全文記載したものと再主張し、かつ本条に挿入することをここに明記する。
38. 2000年11月またはその頃、原告は、日本における上記ビーチタオルの独占販売権につき当該商品のメーカーと原告の経費負担で交渉しこれを取得すること、及び当該独占販売権の取得と同時に原告は日本におけるビーチタオルの販売及び市場活動を目的として当該独占販売権を被告達に許諾または使用許可することに同意するという口頭契約を被告と結んだ。その対価として被告は、日本における被告の販売業者の全てを通じて当該ビーチタオルの市場活動及び販売を行うこと、及び原告が当該独占販売権を保持する限り日本において販売された各タオルにつき2ドルのコミッションを原告に支払うことに同意した。当該同意に基づき、被告は当該タオルを年間最低50万枚販売することを口頭で保証した。以下、当該同意を「コミッション契約」と称する。
39. コミッション契約を信用して、原告は当該タオルのメーカーと日本における当該商品の独

占販売権に関して交渉するため、コンサルタントの雇用を含み多大の時間と金を費やした。原告の努力の結果、原告が日本側から最低10万枚のタオルの発注を確保するという条件で、メーカーは日本における当該ビーチタオルの独占販売権を不定期間原告に付与するという口頭約束を原告と交わした。

40. 原告はメーカーとの契約について被告に知らせた。そして原告と被告間の合意により、コミッション契約が修正され、それに基づき、被告は、原告が独占販売権を取得できるように最低10万枚のタオルの発注を日本側から確保することを約束した。当該約束の見返りとして、原告はタオルに関して原告自身またはその他の業者や手段を通じて市場活動を行わないことに同意した（「修正契約」）。
41. 修正契約を信用して、原告は原告自身で当該タオルのマーケティングを行うことや、当該タオルのマーケティングに関して他の業者と接触することを差し控えた。原告はコミッション契約及び修正契約に基づく原告の全ての義務を履行した。
42. 被告は、コミッション契約及び修正契約に違反して、上記で約束及び保証した日本の業者からの発注を確保しなかった。さらにこれらの契約に違反して、被告は正当性も理由もなく、当該契約を一方的に終了し、よって当該契約に基づく被告の全ての義務を解消した。
43. 被告の違反の結果、当該タオルのメーカーは原告に対する確約を取り消し、その結果原告は貴重な独占販売権及びそれによる多大の収入を喪失するに至り、かつそれにより500万ドル超または証拠に基づく額の損害を被った。

第6 訴因

(被告日立マクセルに対して：保証違反)

44. 原告は本訴状の第1 訴因、第2 訴因、第4 訴因、及び第5 訴因に記載した全ての主張をこの箇所に全文記載したのものと再主張し、かつ本条に挿入することをここに明記する。
45. 2000年6月2日またはその頃、被告日立マクセルが主張する子会社である被告ウィコープに対してコンサルティング業務を行うという原告の同意の対価として、被告日立マクセルは原告に対する被告ウィコープの全ての義務及び責任の完全な履行を被告日立マクセルが保証する旨の保証書を2000年6月2日付で発行した。当該保証書の真正な写し（参照書類C）を本訴状に添付し、かつ本訴状の一部とすることをここに明記する。
46. 本訴状に記載の第1 訴因、第3 訴因、第4 訴因及び第5 訴因で主張した不実表明、契約違反及び約因滅失により、被告ウィコープは証拠に基づき500万ドル超を原告に支払う賠償責任が生じた。
47. 被告日立マクセルは、当該保証に違反して、原告に対する被告の全ての義務を一方的に解約し、さらに被告の保証の存在及び有効性を否定した。
48. そのため、原告は、証拠に基づき、500万ドル超の損害を被った。

よって、原告は、被告及びその各々に対して下記の通り判決が下らんことを請願する。

- A. 第1訴因、第2訴因及び第3訴因で主張したコンサルティング契約を無効とする命令、
- B. 証拠に基づく500万ドル超の損害賠償、
- C. 証拠に基づく懲罰的損害賠償、
- D. 本件で被った訴訟費用、
- E. 2001年4月1日現在の判決前発生利子、及び
- F. 裁判所が正当かつ適切と認めるその他の救済。

日付： 2002年3月20日

フアングPCロイヤーズ法律事務所

署名者： 署名 _____

原告代理人

パトリックK. フアング